

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ボルテージ
【英訳名】	Voltage Incorporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津谷 祐司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03(5475)8160
【事務連絡者氏名】	取締役 柴原 新吾
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03(5475)8160
【事務連絡者氏名】	取締役 柴原 新吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期 累計期間	第12期 第2四半期 累計期間	第11期 第2四半期 会計期間	第12期 第2四半期 会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 7月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 7月1日 至平成22年 6月30日
売上高(千円)	2,146,806	2,875,577	1,107,895	1,629,153	4,436,294
経常利益(千円)	344,151	373,478	176,817	242,739	543,996
四半期(当期)純利益(千円)	210,428	215,933	106,520	143,475	328,521
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	198,000	413,900	409,600
発行済株式総数(株)	-	-	1,260,000	1,468,600	1,460,000
純資産額(千円)	-	-	945,014	1,688,617	1,486,307
総資産額(千円)	-	-	1,678,305	2,633,868	2,283,018
1株当たり純資産額(円)	-	-	750.01	1,149.87	1,018.02
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	167.01	147.76	84.54	98.08	258.48
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	141.68	-	94.07	257.60
1株当たり配当額(円)	-	15.00	-	15.00	-
自己資本比率(%)	-	-	56.3	64.1	65.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	195,571	10,188	-	-	420,373
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	79,742	52,778	-	-	112,869
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	54,618	37,914	-	-	313,964
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	335,941	795,316	896,198
従業員数(人)	-	-	130	154	148

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。

4. 第11期第2四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は第11期第2四半期累計(会計)期間において非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	154(39)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含みます。)は、当第2四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

#### (2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績は記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績をセグメント毎に示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
モバイルコンテンツ事業(千円)	1,546,760	-
モバイルコマース事業(千円)	70,862	-
その他(千円)	11,530	-
合計(千円)	1,629,153	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社のモバイルコンテンツ事業及びモバイルコマース事業における主な販売先は一般消費者であり、販売代金は料金回収代行サービスを利用して一般消費者より回収しております。

3. 前第2四半期会計期間及び当第2四半期会計期間における主な回収代行会社別の売上高及び当該売上高の総売上高に対する割合は以下の通りであります。

相手先	前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	558,980	50.5	626,032	38.4
グリー株式会社	-	-	477,941	29.3
KDDI株式会社	244,578	22.1	236,463	14.5
ソフトバンクモバイル株式会社	134,640	12.2	146,699	9.0

## 2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」のうち、重要な変更は以下の通りであり、当社の事業環境の変化やモバイルコンテンツ事業のうちソーシャルアプリの重要性が高まったことを受けて変更するものであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものです。

### (1)事業内容に関するリスクについて

#### 事業環境に関するリスクについて

##### イ．携帯電話ビジネスの市場動向について

当社は、モバイルコンテンツ事業、モバイルコマース事業を主たる事業領域としているため、インターネットに接続可能な携帯電話端末の普及や技術革新、業界標準の変化に大きく左右される可能性があります。

社団法人電気通信事業者協会の発表によれば、平成22年6月30日現在の国内携帯電話契約数は約1億1,371万件、うち高速データ通信が可能な第3世代携帯電話契約数は約1億1,136万件となり、約98%のシェアを占めております。平成22年からは高機能なモバイルインターネット端末であるスマートフォンの普及が本格化しており、今後さらに普及が進むことが予想されます。また、パケット定額制に関しても、モバイルインターネットの利用拡大及びキャリアによる定額料金制度の見直しにより、さらに普及が進んでいるといわれております。しかしながら、今後新たな法的規制の導入、利用料金の改定を伴うキャリアの動向等、予期せぬ要因により、モバイルインターネットの発展が阻害される場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

また、モバイルコンテンツ事業及びモバイルコマース事業を展開する市場の歴史はまだ浅く、かつ変化が激しいため、携帯電話ビジネスの将来性は不透明な部分があります。携帯電話端末に大規模なシステムトラブル等の不具合が発生する等、携帯電話に関する弊害の発生や利用に関する新たな法的規制の導入、キャリアの経営方針の変更、その他予期せぬ要因による市場環境の変化が生じた場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

##### ロ．モバイルコンテンツ市場の市場動向について

当社が、経営資源を集中している「恋人ゲーム」は、公式サイト及びソーシャルアプリとして展開しております。

公式サイト市場については、従来型の携帯電話端末からスマートフォンへの買い替えが進むこと等により、今後市場が縮小していくことが予想されているものの、ソーシャルアプリ市場については、SNS会員のソーシャルアプリ利用が高まっていること等から、今後さらに市場が成長することが見込まれております。以上のことから、当社ではモバイルコンテンツ市場全体では成長すると見込んでおります。

しかしながら、ソーシャルアプリ市場の成長が当社の予測を下回った場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

### ハ．技術革新について

記載箇所の変更であり、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク 各事業に共通するリスクについて ホ．技術革新について」から重要な変更はありません。

### 各事業に共通するリスクについて

#### イ．主要な事業活動の前提となる契約について

当社の主要な事業活動のうち、モバイルコンテンツ事業の公式サイト及びモバイルコマース事業は、当社がキャリアを介して一般消費者（顧客）にコンテンツ等を提供するため、各キャリアとコンテンツ提供に関する契約を締結する必要があります。平成23年6月期第2四半期累計期間において、売上高における株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの占める割合は約43.4%となっているため、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと当社との間で締結されている「iモード情報サービス提供者契約書」（以下、「本契約」という）は、当社の主要な事業活動の前提となっております。

なお、本契約第16条第1項及び第2項に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが契約を解除できる次の事由が定められております。

- ・当社及び当社の役員もしくは当社の従業員（臨時雇用も含む）がiモード情報サービスに関連して法令等に違反した容疑で逮捕または起訴された場合
- ・iモード情報サービスについて、苦情が多発した場合
- ・iモード情報サービスについて、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関またはそれに準じる機関から株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに解約、変更、その他の要請があった場合
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの業務の遂行上支障があると株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが認めた場合

以上の解除事由について、現時点において該当する事項がないため、本契約が解除となる可能性は低く、当社事業の継続に支障を来す要因は発生していないと認識しております。しかしながら、これらの解除事由に抵触する事由が生じた場合には、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

#### ロ．SNSプラットフォーム運営会社との契約について

当社が運営するモバイルコンテンツ事業のソーシャルアプリは、当社がSNSプラットフォーム運営会社を介して一般消費者（顧客）にコンテンツ等を提供するため、各SNSプラットフォーム運営会社とコンテンツ提供に関する契約を締結する必要があります。

SNSプラットフォーム運営会社の事業方針の変更があった場合、また、当社のコンテンツがSNSプラットフォーム運営会社側の要件を十分に満たさない等の理由により、当社のコンテンツが不相当であると当該事業者側が判断し、新しいコンテンツの提供に関する契約を締結または継続できない場合等には、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

#### ハ．コンテンツにおける表現の健全性確保について

記載箇所の変更であり、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク 各事業に共通するリスクについて ハ．コンテンツにおける表現の健全性確保について」から重要な変更はありません。

#### ニ．システムリスクについて

記載箇所の変更であり、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク 各事業に共通するリスクについて ニ．システムリスクについて」から重要な変更はありません。

#### モバイルコンテンツ事業のリスクについて

##### イ．競合について

当社が提供する公式サイト「恋人ゲーム」、「電子書籍」、「着メロ・着うた」、及びソーシャルアプリの「恋人ゲーム」等のコンテンツには、競合他社が多数存在しております。

当社は、顧客ターゲットの絞込みと、ユーザーの利用状況調査の活用等により、顧客のニーズに合った魅力あるコンテンツを開発・提供するとともに、効率的な集客に努めております。

しかしながら、今後当社が魅力あるコンテンツを開発・提供できず、競合会社が提供するコンテンツとの差別化が図られない場合にはユーザー数の減少を招き、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、ソーシャルアプリについては、参入障壁が低いことから、大手ゲーム会社や大手ネット系企業等、公式サイトにおける競合他社以外の事業者とも競合関係を有することが想定されます。今後において、それらの事業者との競争が激化し、ユーザー数の増加やアイテム課金（注）が想定どおりに進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

（注）アイテム課金：ソーシャルアプリ内で利用できるアイテムの使用量に応じて課金する料金形態であります。なお、ソーシャルアプリ本体は無料で提供していますが、ユーザーがソーシャルアプリをさらに楽しむためには有料のアイテムを購入する必要があります。

##### ロ．ユーザー数について

当社が運営するキャリアの公式サイトの有料課金会員数は、現在まで順調に増加を続けており、平成22年6月30日現在、約109万人となりました。また、ソーシャルアプリの登録会員数も、平成22年6月29日の配信開始後、順調に増加し、平成22年12月には300万人を突破いたしました。

当社事業において、公式サイトでのユーザー数の増加は、課金サービスの利用者増による課金収入の増加のみならず、当社が運営するモバイルコマースサイトでの商品購入者増によるモバイルコマース事業における収入の増加にもつながっております。また、ソーシャルアプリは本体を無料で提供し、アイテムの使用量に応じて課金する料金形態であるため、ユーザー数は課金収入に直結しないものの、当社では密接な関連があると考えております。つきましては、当社は、ユーザー数を拡大しユーザー基盤をより強固にすることが業績拡大のためにも重要な課題であると認識しております。

しかしながら、競合他社との競争、顧客の嗜好の変化、コンテンツの健全性の毀損、当社サービスの信頼やブランドの毀損、その他の要因によりユーザー数が想定どおりに増加しない場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### ハ．特定の取引先への依存度が高いことについて

当社が運営するキャリアの公式サイトは、各キャリアが提供するメニューサービスの一部として採用されております。また、当社が運営するソーシャルアプリは、SNSプラットフォーム運営会社が提供するプラットフォーム上で提供されるアプリケーションとして採用されております。当社の最終ユーザーはあくまでコンテ

ンツを利用する一般消費者（顧客）等でありますが、公式サイトについては各キャリアが、ソーシャルアプリについてはSNSプラットフォーム運営会社が提供する情報料の回収代行システムを利用して、回収手数料を支払うことでユーザーより情報料を回収することが可能になっているため、キャリア及びSNSプラットフォーム運営会社への依存度が大きくなっております。当社売上高に占める各キャリア及びSNSプラットフォーム運営会社の構成比は、以下の通りとなっております。

相手先	第10期 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)		第11期 (自平成21年7月1日 至平成22年6月30日)		第12期第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,626,105	47.4	2,270,081	51.2	1,247,634	43.4
グリー株式会社(注1)	-	-	135	0.0	592,597	20.6
KDDI株式会社(注2)	759,777	22.1	953,735	21.5	471,025	16.4
ソフトバンクモバイル株式会社	374,059	10.9	542,759	12.2	294,450	10.2

- (注) 1. 当社は、平成22年6月29日よりグリー株式会社が運営する「GREE Platform」上の「GREEアプリ」の配信を開始しており、第10期において同社との取引はありませんので、記載しておりません。
2. 「EZweb」の情報料については、KDDI株式会社及び京セラコミュニケーションシステム株式会社が回収代行を行っております。京セラコミュニケーションシステム株式会社の売上高は当社売上高の10%未満であることから、記載を省略しております。

したがって、キャリアもしくはSNSプラットフォーム運営会社において不測の事態が発生した場合や、キャリアのインターネット接続サービスに関する事業方針の変更があった場合、当社が提供するサイトに対してユーザー等から苦情が多発する等の理由により、当社サイトが公式サイトもしくはソーシャルアプリとして不適当であるとキャリアもしくはSNSプラットフォーム運営会社が判断し、コンテンツ提供に関する契約を解除された場合等には、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

## 二. 特定コンテンツへの依存について

記載箇所の変更であり、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク モバイルコンテンツ事業のリスクについて ロ. 特定コンテンツへの依存について」から重要な変更はありません。

## ホ. コンテンツ制作におけるクリエイターへの依存について

記載箇所の変更であり、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク モバイルコンテンツ事業のリスクについて ハ. コンテンツ制作におけるクリエイターへの依存について」から重要な変更はありません。

## ヘ. 売掛金の回収について

当社は、各キャリアとモバイルコンテンツ事業のうち公式サイトにおける情報料の回収代行に関する契約を締結しており、回収代行業務を委託しております。このうち、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社とは、料金の回収代行に関する契約によって、両社の責任によらず情報料を回収できない場合には、両社は当社へ情報料の回収が不能であることを通知し、その時点をもって両社の当社に対する情報料回収代行義務は免責されることになっております。

キャリアより回収不能の通知があった後は、当社から有料会員に対して情報料を直接請求することが可能ですが、会員個々の未回収金額は少額であることから、請求行為に係る費用を勘案し、現時点において未回収の情報料の請求は行っておりません。このため、当社では、これらの回収不能額について、過去の回収実績から算定した回収不能見込み額を貸倒引当金として計上しております。

したがって、今後このような未回収の情報料が増加した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## ト. 売上計上について

モバイルコンテンツ事業のうち公式サイトにおける、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社に対する売上高は、発生基準に基づき、当社が自社システム等で把握している月額課金会員数から算定した金額を計上しております。後日、各キャリアから支払通知書が到着した時点で売上計上額と支払通知額との差異が発生した場合にはこれを集計し、計上しております。

したがいまして、今後このような差異が増加した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

チ．広告戦略について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク モバイルコンテンツ事業のリスクについて チ．広告戦略について」から重要な変更はありません。

リ．新規広告手法の構築について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク モバイルコンテンツ事業のリスクについて リ．新規広告手法の構築について」から重要な変更はありません。

ヌ．アフィリエイト広告からの不正入会について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク モバイルコンテンツ事業のリスクについて ヌ．アフィリエイト広告からの不正入会について」から重要な変更はありません。

モバイルコマース事業のリスクについて

項番の変更であり、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク モバイルコマース事業のリスクについて」から重要な変更はありません。

モバイルコマース事業及びパッケージ事業のリスクについて

項番の変更であり、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の「(1)事業内容に関するリスク モバイルコマース事業及びパッケージ事業のリスクについて」から重要な変更はありません。

(2)自然災害、事故等のリスクについて

当社の開発拠点は、本社所在地である東京都にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業活動に支障をきたす可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

自然災害や事故、火災等によるシステムリスクについては、「(1)事業内容に関するリスクについて 各事業に共通するリスクについて ニ．システムリスクについて」に記載しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありませんが、同期間において、経営上の重要性が高まった契約は、以下の通りであります。

相手方名称	契約の名称	契約内容	契約期間
グリー株式会社	GREE Platform参加契約書	GREE Platformへの参加に関する契約	平成22年6月22日から 平成23年6月21日まで (注)

(注) 期間満了の1ヶ月前までに当社または相手方のいずれからも延長拒絶等の申し出がない限り、1年毎に自動更新。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末と比較して350,849千円増加し、2,633,868千円となりました。その主な要因は現金及び預金の減少100,882千円があったものの、売掛金の増加416,435千円があったことによるものであります。

負債は前事業年度末と比較して148,540千円増加し、945,251千円となりました。その主な要因は未払費用の増加155,234千円、買掛金の増加29,174千円及び借入金の返済による減少46,318千円があったことによるものであります。

純資産は前事業年度末と比較して202,309千円増加し、1,688,617千円となりました。その主な要因は利益剰余金の増加193,906千円によるものであります。

(2) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、足踏み状態の景気が続いておりますが、海外経済の改善や各種の政策効果等を背景に、一部に持ち直しに向けた動きが見られます。ただし、失業率が高水準にある等、依然として厳しい状況が続いております。

モバイルビジネスを取り巻く環境につきましては、平成22年12月31日現在における携帯電話の累計契約数は約1億1,706万件、うち第3世代携帯電話（注1）の契約数は約1億1,542万件となっており、全体の約99%を占めております（社団法人電気通信事業者協会調べ）。

このような環境の下、当社は、「恋人ゲーム」シリーズに経営資源を集中し、コンテンツの付加価値を高めると同時に、収益源の多様化を図っております。

モバイルコンテンツ事業においては、キャリア公式サイト以外にソーシャルアプリ（注2）及びスマートフォン（注3）向けアプリを投入しております。また、モバイルコマース事業、及びその他の事業においては、「恋人ゲーム」シリーズを基にした商品の開発・販売を行っております。

以上の結果、当第2四半期会計期間における売上高は1,629,153千円（前年同期比47.0%増）、営業利益は243,111千円（前年同期比36.9%増）、経常利益は242,739千円（前年同期比37.3%増）、四半期純利益は143,475千円（前年同期比34.7%増）となりました。

- （注）1．第3世代携帯電話：ITC（国際電気通信連合）によって定められた「IMT-2000」標準に準拠した通信システムによって、高速なデータ通信、テレビ電話等のマルチメディアを利用したサービスの可能な携帯電話であります。
- 2．ソーシャルアプリ：SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネット上で社会的ネットワークを構築するコミュニティ型の会員サービス）等をプラットフォームとし、ユーザー同士の繋がりや交流関係を機能に活かしたWebアプリケーションです。
- 3．スマートフォン：コンピュータを内蔵し、音声通話以外に様々なデータ処理機能を持った携帯電話で、アプリケーションを追加して、機能の強化やカスタマイズができるものです。

セグメント別の概況は以下の通りであります。

#### （モバイルコンテンツ事業）

モバイルコンテンツ事業におきましては、30才前後の大人層へ向けたコンテンツ制作と集客、及びソーシャルアプリやスマートフォン向けアプリ等のプラットフォームの拡張を図ってまいりました。

当第2四半期会計期間の施策といたしましては、新規コンテンツとして、キャリアの公式サイトを2タイトル、ソーシャルアプリを3タイトル、及びスマートフォン向けアプリの有料版を2タイトル立ち上げるとともに、広告の積極出稿を行いました。

この結果、当第2四半期会計期間末における、当社が運営するキャリアの公式サイト数は69タイトル、ソーシャルアプリ数は6タイトル、スマートフォン向けアプリ（有料版）数は2タイトル、当第2四半期会計期間の売上高は1,546,760千円、セグメント利益は401,923千円となりました。

#### （モバイルコマース事業）

モバイルコマース事業におきましては、「恋人ゲーム」シリーズのキャラクター等を活用したコンテンツオリジナルグッズの開発・販売に注力いたしました。

当第2四半期会計期間の施策といたしましては、コンテンツオリジナルグッズを50アイテム販売開始し、「恋人ゲーム」シリーズの新規サイト内ショッピングコーナーの開設を2サイトにおいて実施いたしました。

この結果、当第2四半期会計期間の売上高は70,862千円、セグメント損失は9,945千円となりました。

#### （その他）

その他の事業におきましては、パッケージ事業の収益が計上されております。

パッケージ事業の当第2四半期会計期間の施策といたしましては、ドラマCD3タイトルをリリースいたしました。この結果、当第2四半期会計期間の売上高は11,530千円、セグメント利益は3,365千円となりました。

### （3）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期会計期間末と比較して58,776千円増加し、795,316千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、主にモバイルコンテンツ事業のソーシャルアプリの売上増加に伴う売上債権の増加294,461千円等による資金の支出があったものの、税引前四半期純利益242,283千円、減価償却費7,056千

円及びソフトウェア償却費9,882千円の計上並びに未払費用の増加130,894千円等があったことにより、103,924千円の資金を得る結果となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、PCやサーバー等の有形固定資産の取得による支出4,057千円、モバイルコンテンツ事業のコンテンツシステム開発等に伴う無形固定資産の取得による支出30,646千円により、34,704千円の資金を支出する結果となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入金の返済による支出19,009千円があったことにより、10,443千円の資金を支出する結果となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,040,000
計	5,040,000

(注) 平成22年12月9日開催の取締役会決議により、平成23年1月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は10,080,000株増加し、15,120,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,468,600	4,405,800	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
計	1,468,600	4,405,800	-	-

(注) 平成23年1月1日付で1株を3株に株式分割し、発行済株式総数が2,937,200株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。  
平成17年6月7日臨時株主総会特別決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	21,600(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,600(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)1、2、5
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500(注)1、5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成20年5月21日付で、1株を500株として株式分割しておりますが、上記は調整後の内容となっております。

- 2.新株予約権の一個あたりの払込金額は、1株当たりの払込金額1,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。  
なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、次の算式により、払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金減少を行う場合、その他、これらの場合に準じ、必要かつ合理的な範囲で、払込金額の調整を行うことができる。

- 3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める「関係会社」を意味するものとする。以下同じ)の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社の関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。ただし、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数(ただし、かかる方法により計算した株式数が1単元の株式またはその整数倍に満たない場合は、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍に切り上げた数とする。)を上回らないことを条件とする。

上場日の後半年以降1年半まで : 3分の1

上場日の後1年半以降2年半まで : 3分の2

上場日の後2年半経過した日から : 3分の3

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4.新株予約権は、第三者への譲渡または質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

- 5.平成22年12月9日開催の取締役会決議により、平成23年1月1日付で1株を3株に株式分割をしております。これにより、新株予約権の数が64,800個、新株予約権の目的となる株式の数が64,800株、新株予約権の行使時の払込金額が1株当たり334円、発行価格が1株当たり334円、資本組入額が1株当たり167円に調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。  
平成20年6月12日臨時株主総会特別決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	66,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,500(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)1、4
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成30年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の一個あたりの払込金額は、1株当たりの払込金額1,000円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。  
なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、次の算式により、払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金減少を行う場合、その他、これらの場合に準じ、必要かつ合理的な範囲で、払込金額の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める「関係会社」を意味するものとする。以下同じ)の取締役、監査役、もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、当社または当社の関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。ただし、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数(ただし、かかる方法により計算した株式数が1単元の株式またはその整数倍に満たない場合は、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍に切り上げた数とする。)を上回らないことを条件とする。

上場日の後半年以降1年半まで : 3分の1  
上場日の後1年半以降2年半まで : 3分の2  
上場日の後2年半経過した日から : 3分の3

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 新株予約権は、第三者への譲渡または質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

4. 平成22年12月9日開催の取締役会決議により、平成23年1月1日付で1株を3株に株式分割をしております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が199,500株、新株予約権の行使時の払込金額が1株当たり334円、発行価格が1株当たり334円、資本組入額が1株当たり167円に調整されております。

平成21年9月17日定時株主総会特別決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	8,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,300(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100(注)1、4
新株予約権の行使期間	自平成23年9月18日 至平成31年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の一個あたりの払込金額は、1株当たりの払込金額1,100円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。  
なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、次の算式により、払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金減少を行う場合、その他、これらの場合に準じ、必要かつ合理的な範囲で、払込金額の調整を行うことが出来る。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める「関係会社」を意味するものとする。以下同じ)の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社の関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。ただし、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数(ただし、かかる方法により計算した株式数が1単元の株式またはその整数倍に満たない場合は、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍に切り上げた数とする。)を上回らないことを条件とする。

上場日の後半年以降1年半まで：3分の1

上場日の後1年半以降2年半まで：3分の2

上場日の後2年半経過した日から：3分の3

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 新株予約権は、第三者への譲渡または質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

4. 平成22年12月9日開催の取締役会決議により、平成23年1月1日付で1株を3株に株式分割をしております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が24,900株、新株予約権の行使時の払込金額が1株当たり367円、発行価格が1株当たり367円、資本組入額が1株当たり184円に調整されております。

平成21年12月3日臨時株主総会特別決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100(注)1、4
新株予約権の行使期間	自平成23年12月11日 至平成31年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の一個あたりの払込金額は、1株当たりの払込金額1,100円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。  
なお、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)には、次の算式により、払込金額を調整し、調整による生ずる1円単位未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金減少を行う場合、その他、これらの場合に準じ、必要かつ合理的な範囲で、払込金額の調整を行うことが出来る。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める「関係会社」を意味するものとする。以下同じ)の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社の関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。ただし、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数(ただし、かかる方法により計算した株式数が1単元の株式またはその整数倍に満たない場合は、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍に切り上げた数とする。)を上回らないことを条件とする。

上場日の後半年以降1年半まで : 3分の1

上場日の後1年半以降2年半まで : 3分の2

上場日の後2年半経過した日から : 3分の3

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 新株予約権は、第三者への譲渡または質入、担保権の設定その他の処分をすることができない。

4. 平成22年12月9日開催の取締役会決議により、平成23年1月1日付で1株を3株に株式分割をしております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が1,200株、新株予約権の行使時の払込金額が1株当たり367円、発行価格が1株当たり367円、資本組入額が1株当たり184円に調整されております。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注1)	8,600	1,468,600	4,300	413,900	4,300	379,500

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、平成23年1月1日付で1株を3株に株式分割しており、当四半期報告書提出日現在において、発行済株式総数残高が2,937,200株増加して、4,405,800株になっております。

( 6 ) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
津谷 祐司	東京都渋谷区	556,600	37.90
津谷 奈々子	東京都渋谷区	145,400	9.90
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	79,600	5.42
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	36,300	2.47
バンクオブニューヨークメロン エスエーエヌブイ クライアンツ アカウント ファーフアーレ ジャ パン(常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	RUE MONTROYER 46 1000 BRUSSELS BELGIUM(東京 都千代田区丸の内2丁目7-1)	30,100	2.05
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	26,200	1.78
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	22,000	1.50
デジタル・アドバタイジング・コ ンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー33階	20,000	1.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	20,000	1.36
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	18,500	1.26
計	-	954,700	65.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,468,000	14,680	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	1,468,600	-	-
総株主の議決権	-	14,680	-

(注)「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注)当第2四半期会計期間末日現在において、自己株式76株を保有しております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,370	2,883	2,879	2,970	2,600	3,600 1,210
最低(円)	2,336	1,610	1,765	2,176	2,115	2,362 1,055

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

2. 印は、株式分割(平成23年1月1日、1株 3株)による権利落ち後の最高・最低株価を示しております。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次の通りであります。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	経理部・財務部・ 総務部・人事部管 轄	取締役	総務部・経理部・ 人事部管轄	柴原 新吾	平成22年10月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、前第2四半期会計期間及び前第2四半期累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成22年5月7日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	795,316	896,198
売掛金	1,483,346	1,066,911
商品及び製品	24,183	12,976
前払費用	25,891	22,926
繰延税金資産	37,973	25,981
その他	688	201
貸倒引当金	11,884	10,636
流動資産合計	2,355,515	2,014,558
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,368	31,368
減価償却累計額	24,535	21,717
建物(純額)	6,832	9,650
工具、器具及び備品	141,477	140,222
減価償却累計額	108,539	103,940
工具、器具及び備品(純額)	32,937	36,281
有形固定資産合計	39,770	45,932
無形固定資産		
ソフトウェア	75,718	52,965
無形固定資産合計	75,718	52,965
投資その他の資産		
繰延税金資産	18,422	17,764
敷金	144,441	151,797
投資その他の資産合計	162,864	169,561
固定資産合計	278,353	268,459
資産合計	2,633,868	2,283,018

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	94,374	65,199
1年内返済予定の長期借入金	45,956	72,648
未払金	230	4,436
未払費用	541,249	386,014
未払法人税等	168,961	172,684
その他	69,997	51,620
流動負債合計	920,769	752,602
固定負債		
長期借入金	24,482	44,108
固定負債合計	24,482	44,108
負債合計	945,251	796,710
純資産の部		
株主資本		
資本金	413,900	409,600
資本剰余金	379,500	375,200
利益剰余金	895,414	701,507
自己株式	196	-
株主資本合計	1,688,617	1,486,307
純資産合計	1,688,617	1,486,307
負債純資産合計	2,633,868	2,283,018

(2)【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,146,806	2,875,577
売上原価	531,426	650,153
売上総利益	1,615,380	2,225,423
販売費及び一般管理費	1,269,704	1,851,245
営業利益	345,676	374,177
営業外収益		
受取利息	73	152
その他	363	26
営業外収益合計	437	178
営業外費用		
支払利息	1,962	878
営業外費用合計	1,962	878
経常利益	344,151	373,478
特別利益		
貸倒引当金戻入額	11,419	-
特別利益合計	11,419	-
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,955
固定資産除却損	136	455
特別損失合計	136	6,411
税引前四半期純利益	355,433	367,067
法人税、住民税及び事業税	150,329	163,784
法人税等調整額	5,324	12,650
法人税等合計	145,005	151,133
四半期純利益	210,428	215,933

## 【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,107,895	1,629,153
売上原価	277,475	363,378
売上総利益	830,420	1,265,774
販売費及び一般管理費	652,870	1,022,662
営業利益	177,550	243,111
営業外収益		
その他	194	13
営業外収益合計	194	13
営業外費用		
支払利息	926	386
営業外費用合計	926	386
経常利益	176,817	242,739
特別利益		
貸倒引当金戻入額	3,088	-
特別利益合計	3,088	-
特別損失		
固定資産除却損	-	455
特別損失合計	-	455
税引前四半期純利益	179,905	242,283
法人税、住民税及び事業税	68,414	102,456
法人税等調整額	4,971	3,648
法人税等合計	73,385	98,807
四半期純利益	106,520	143,475

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	355,433	367,067
減価償却費	13,142	13,647
ソフトウェア償却費	17,159	17,879
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	5,955
貸倒引当金の増減額(は減少)	11,575	1,247
固定資産除却損	136	455
受取利息及び受取配当金	73	152
支払利息	1,962	878
売上債権の増減額(は増加)	125,957	416,435
たな卸資産の増減額(は増加)	597	11,206
仕入債務の増減額(は減少)	457	29,174
未払消費税等の増減額(は減少)	7,860	12,251
未払費用の増減額(は減少)	15,956	155,234
その他	9,166	4,762
小計	284,267	156,257
利息及び配当金の受取額	73	152
利息の支払額	1,962	878
法人税等の支払額	86,807	165,720
営業活動によるキャッシュ・フロー	195,571	10,188
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	11,164	11,950
無形固定資産の取得による支出	20,080	40,828
敷金の差入による支出	48,298	-
その他の支出	200	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	79,742	52,778
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	54,618	46,318
株式の発行による収入	-	8,600
自己株式の取得による支出	-	196
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,618	37,914
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	61,210	100,882
現金及び現金同等物の期首残高	274,731	896,198
現金及び現金同等物の四半期末残高	335,941	795,316

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が1,400千円、税引前四半期純利益が7,355千円減少しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)								
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
<table border="0"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>324,768千円</td> <td>広告宣伝費</td> <td>880,273千円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td>329,241千円</td> <td>販売手数料</td> <td>459,875千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	324,768千円	広告宣伝費	880,273千円	販売促進費	329,241千円	販売手数料	459,875千円	
広告宣伝費	324,768千円	広告宣伝費	880,273千円						
販売促進費	329,241千円	販売手数料	459,875千円						

前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)								
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
<table border="0"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>170,627千円</td> <td>広告宣伝費</td> <td>455,220千円</td> </tr> <tr> <td>販売促進費</td> <td>166,028千円</td> <td>販売手数料</td> <td>299,917千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	170,627千円	広告宣伝費	455,220千円	販売促進費	166,028千円	販売手数料	299,917千円	
広告宣伝費	170,627千円	広告宣伝費	455,220千円						
販売促進費	166,028千円	販売手数料	299,917千円						

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,468,600株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 76株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月15日 取締役会	普通株式	22,027	15.0	平成22年12月31日	平成23年3月14日	利益剰余金

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス形態別のセグメントから構成されており、「モバイルコンテンツ事業」及び「モバイルコマース事業」の2つを報告セグメントとしております。

「モバイルコンテンツ事業」は、インターネットに接続可能な携帯電話の利用者を対象とした「恋人ゲーム」シリーズ、「ストーリー他」、「音楽(着メロ・着うた等)」等のモバイルコンテンツを企画・制作・開発・運営しております。

「モバイルコマース事業」は、当社が企画・制作したオリジナルグッズ、及びファッション・化粧品等の一般商品を、当社が運営するショッピング専用の公式サイト及び一般サイトにて販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期累計期間(自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 損益計算書 計上額 (注)3
	モバイル コンテンツ 事業	モバイル コマース 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,725,164	134,695	2,859,860	15,716	2,875,577	-	2,875,577
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,725,164	134,695	2,859,860	15,716	2,875,577	-	2,875,577
セグメント利益又は セグメント損失( )	679,019	17,803	661,216	4,406	665,622	291,444	374,177

当第2四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 損益計算書 計上額 (注)3
	モバイル コンテンツ 事業	モバイル コマース 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,546,760	70,862	1,617,622	11,530	1,629,153	-	1,629,153
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	1,546,760	70,862	1,617,622	11,530	1,629,153	-	1,629,153
セグメント利益又は セグメント損失( )	401,923	9,945	391,977	3,365	395,342	152,231	243,111

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パッケージ事業を含んでおります。パッケージ事業は、モバイルコンテンツ事業で制作したコンテンツと関連したDVD・CD・書籍等を製作・販売しております。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用(報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費)であります。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	1,149.87円	1株当たり純資産額	1,018.02円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	167.01円	1株当たり四半期純利益金額	147.76円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	141.68円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	210,428	215,933
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	210,428	215,933
期中平均株式数(株)	1,260,000	1,461,374
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	62,759
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	84.54円	1株当たり四半期純利益金額	98.08円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載していません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	94.07円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	106,520	143,475
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	106,520	143,475
期中平均株式数(株)	1,260,000	1,462,791
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	62,406
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. 当社は、平成22年12月9日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割について決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の分割を実施することで、投資額の引き下げと流動性の向上を促し、投資家の皆様へより投資しやすい環境の提供を図ります。ひいては、投資家層の拡大となることを期待しております。

(2) 分割方法

平成22年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

(3) 分割により増加する株式数

普通株式 2,937,200株

(4) 株式分割の効力発生日

平成23年1月1日

(5) 当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報及び当事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下の通りとなります。

1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年6月30日)
383.29円	339.34円

1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成21年7月1日至平成21年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年7月1日至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 55.67円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 49.25円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 47.23円

前第2四半期会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 28.18円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 32.69円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 31.36円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成22年12月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 22,027千円

(ロ) 1株当たりの金額 15円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年3月14日

(注) 1．平成22年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

2．1株当たりの金額15円00銭には、東京証券取引所への上場記念配当15円00銭が含まれております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月6日

株式会社ボルテージ  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 友田 和彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ボルテージの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ボルテージの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社ボルテージ  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩尾 健太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ボルテージの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ボルテージの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。